

※意見公募部分は下線部

防衛省訓令第23号

自衛隊法等の一部を改正する法律（平成24年法律第100号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

防衛大臣 小野寺 五典

自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令及び防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令の一部改正）

第1条 次に掲げる訓令の規定中「学生（」の次に「防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。」を加える。

（1）自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令

(昭和29年防衛庁訓令第14号) 第1条

(2) 防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務

時間及び休暇に関する訓令(昭和30年防衛庁訓

令第2号) 第1条第1項

(防衛省職員の健康管理に関する訓令の一部改正)

第2条 防衛省職員の健康管理に関する訓令(昭和29  
年防衛庁訓令第31号)の一部を次のように改正する。

第6条中「学生」の次に「(防衛省設置法(昭和2  
9年法律第164号)第16条第1項第3号の教育訓  
練を受けている者を除く。)」を加える。

別表第1の2結核検診の項中

「  
2 防衛医科大学  
8年総理府令第  
る高等看護学院  
、入学年度に1  
3 健康管理者が  
管理者が定める  
4 妊娠中の職員  
わないことがで  
5 結核患者、結  
ている者及び担  
ては、間接撮影  
検査を行う。」

校の編制等に関する省令（昭和465号）第23条第1項に規定す  
において養成される者にあつては  
回実施するものとする。  
必要と認める者にあつては、健康  
定期に実施するものとする。  
については、エックス線撮影は行  
きる。  
核発病のおそれがあると診断され  
当の医師が必要と認める者につい  
を省略し、直接撮影及びかくたん

「  
を  
2 健康  
管理者  
3 妊娠  
わない  
4 結核  
ている  
ては、  
検査を

管理者が必要と認める者にあつては、健康  
が定める定期に実施するものとする。  
中の職員については、エックス線撮影は行  
ことができる。  
患者、結核発病のおそれがあると診断され  
者及び担当の医師が必要と認める者につい  
間接撮影を省略し、直接撮影及びかくたん  
行う。

に改め

る。

（航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令  
等の一部改正）

第3条 次に掲げる訓令の規定中「学生」の次に「（防

衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第

1 項第 3 号の教育訓練を受けている者を除く。）」を加える。

(1) 航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 21 号）第 1 条

(2) 自衛隊地方協力本部の組織等に関する訓令（昭和 31 年防衛庁訓令第 50 号）第 1 条第 3 号

(3) 勤務評定に関する訓令（昭和 33 年防衛庁訓令第 10 号）第 2 条第 7 号

(4) 自衛官以外の隊員が職務上必要な射撃を行う場合の手續等に関する訓令（平成 14 年防衛庁訓令第 1 号）第 1 条

（防衛省職員給与施行細則の一部改正）

第 4 条 防衛省職員給与施行細則（昭和 30 年防衛庁訓令第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 4 号中「において看護に従事する職員を養成するため防衛医科大学校高等看護学院において行う教育」を「高等看護学院において看護に従事する職員を養成する教育を受けている者又は防衛医科大

学校医学教育部看護学科において防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 16 条第 1 項第 3 号に規定する教育訓練」に改め、「その教育」の次に「又は教育訓練」を加える。

（隊員の分限、服務等に関する訓令の一部改正）

第 5 条 隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 2 第 1 項中「職員（」の次に「防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 16 条第 1 項第 3 号の教育訓練を受けている者及び」を加える。

（防衛大臣の決裁、防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省内部部局における専決及び代決に関する訓令の一部改正）

第 6 条 防衛大臣の決裁、防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省内部部局における専決及び代決に関する訓令（昭和 35 年防衛庁訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 4 項の表人事計画・補任課の項第 17 号

中「学生」の次に「（防衛省設置法（昭和２９年法律第１６４号）第１６条第１項第３号の教育訓練を受けている者を除く。服務管理官の項第５号において同じ。）」を加える。

（任命権に関する訓令の一部改正）

第７条 任命権に関する訓令（昭和３６年防衛庁訓令第４号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項第２号中「医学教育部長」の次に「、看護学科長」を加える。

第７９条の２第１項中「学生」の次に「（防衛省設置法（昭和２９年法律第１６４号）第１６条第１項第３号の教育訓練を受けている者を除く。）」を加える。

第８６条第１項に次の１号を加える。

（３）防衛省設置法第１６条第１項第３号の教育訓練を受けている者の場合

防衛医科大学校長が行う。

第８６条第２項中「行なう」を「行う」に改める。

（自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令

の一部改正)

第 8 条 自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「学生」の次に「（防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 16 条第 1 項第 3 号の教育訓練を受けている者（第 8 条第 2 項において「技官候補看護学生」という。）を除く。）」を加える。

第 8 条第 2 項中「運営」の次に「（技官候補看護学生にあつては教育訓練）」を加える。

（隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令の一部改正）

第 9 条 隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 66 号）の一部を次のように改める。

第 12 条の 2 第 1 項中「予備自衛官補」の次に「、防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 16 条第 1 項第 3 号の教育訓練を受けている者」を加える。

（防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の服装に関する訓令の一部改正）

第 1 0 条 防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の服装に関する訓令（昭和 3 8 年防衛庁訓令第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「本科」を削り、「学生（」の次に「防衛省設置法（昭和 2 9 年法律第 1 6 4 号）第 1 6 条第 1 項第 3 号の教育訓練を受けている者を除く。」を加える。

（俸給の特別調整額に関する訓令の一部改正）

第 1 1 条 俸給の特別調整額に関する訓令（昭和 4 0 年防衛庁訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表ハの表防衛医科大学校の項中「課長（学生課長を除く。）」を「課長（学生課長を除く。）」を看護学科長に改める。

（事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令の一部改正）

第 1 2 条 事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令

(昭和 4 2 年防衛庁訓令第 7 号) の一部を次のように改正する。

別表第 3 備考第 4 項中「部長」の次に「、看護学科長」を加える。

(自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令の一部改正)

第 1 3 条 自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓

令(昭和 4 2 年防衛庁訓令第 3 3 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「又は教育訓練招集」を削り、「、即応予備自衛官、」を「若しくは即応予備自衛官又は教育訓練招集に応じている」に改め、「学生」の次に「防衛省設置法(昭和 2 9 年法律第 1 6 4 号)第 1 6 条第 1 項第 3 号の教育訓練を受けている者を除く。」を加える。

(防衛医科大学校の評議会の組織及び運営に関する訓令の一部改正)

第 1 4 条 防衛医科大学校の評議会の組織及び運営に関する訓令（昭和 4 9 年防衛庁訓令第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 4 号を次のように改める。

(4) 学科目を担当する教授のうちの 1 人、医学教育部医学科の講座を担当する教授のうちの 4 人及び医学教育部看護学科の講座を担当する教授のうちの 1 人でそれぞれ学校長が指名するもの

（防衛医科大学校規則の一部改正）

第 1 5 条 防衛医科大学校規則（昭和 4 9 年防衛庁訓令第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

|                |        |                       |
|----------------|--------|-----------------------|
| 目次中            | 「第 3 章 | 医学研究科（第 1 3 条－第 2 4 条 |
|                | 第 1 節  | 教育訓練の目的及び方針（第 1       |
|                | 第 2 節  | 研究科学生の選抜及び入校（第        |
|                | 第 3 節  | 修学（第 1 8 条－第 2 2 条）   |
|                | 第 4 節  | 修了（第 2 3 条・第 2 4 条）   |
|                | 第 4 章  | 雑則（第 2 5 条－第 2 7 条）   |
| )              |        |                       |
| 3 条・第 1 4 条)   |        | 「第 3 章 看護学科（第 1 3     |
| 1 5 条－第 1 7 条) |        | 第 1 節 教育訓練の目的         |
|                |        | 第 2 節 看護学科学生の         |
|                |        | 第 3 節 修学（第 1 7 条      |
|                |        | 第 4 節 進級又は卒業（         |
|                |        | 第 5 節 学生隊（第 2 1       |
|                | を      | 第 4 章 医学研究科（第 2       |

|       |             |
|-------|-------------|
| 第 1 節 | 教育訓練の目的     |
| 第 2 節 | 研究科学生の選     |
| 第 3 節 | 修学（第 2 7 条  |
| 第 4 節 | 修了（第 3 2 条  |
| 第 5 章 | 雑則（第 3 4 条－ |

条－第 2 1 条）  
 及び方針（第 1 3 条・第 1 4 条）  
 採用及び入校（第 1 5 条・第 1 6 条）  
 ・第 1 8 条）  
 第 1 9 条・第 2 0 条）  
 条）  
 2 条－第 3 3 条）  
 及び方針（第 2 2 条・第 2 3 条）  
 抜及び入校（第 2 4 条－第 2 6 条）  
 －第 3 1 条）  
 ・第 3 3 条）  
 第 3 6 条）

に改める。

第 1 条中「医学科学生」という。）」の次に「、看護  
 学科の学生（以下「看護学科学生」という。）」を  
 加える。

第 2 条中「医学科」の次に「及び看護学科」を加え  
 、「医学研究科の学年度は」を「医学研究科の学年度  
 は、」に改める。

第 3 条中「医学科学生」の次に「、看護学科学生」  
 を加える。

第 5 条 第 1 号 中「おう盛」を「旺盛」に改め、同条  
第 3 号 中「訓練課程」を「医学科の訓練課程」に、「  
幹部自衛官」を「医師である幹部自衛官」に改める。

第 6 条 中「昭和 2 9 年法律第 1 6 4 号」の次に「。  
以下「法」という。」を加え、「含む。」の次に「第  
1 5 条 第 1 項において同じ。」を加える。

第 8 条 第 2 項 中「授業科目」を「医学科学生が履修  
する授業科目」に改め、同条第 3 項 中「の授業科目」  
を「における医学科学生が履修する授業科目」に改め  
る。

第 9 条 第 2 項 中「すべて」を「全て」に、「時間」  
を「時間数」に改める。

第 1 0 条 第 2 項 中「進級」を「医学科学生が進級」  
に改め、同条第 3 項 中「卒業」を「医学科学生が卒業  
」に改める。

第 1 2 条 第 1 項 中「学生隊」を「医学科の学生隊」  
に改め、同条第 2 項 中「学生隊に」を「前項の規定に  
よる学生隊に」に、「学生隊の」を「当該学生隊の」

に改める。

第 2 7 条を第 3 6 条とし、第 2 6 条を第 3 5 条とし、第 2 5 条中「医学科」の次に「、看護学科」を加え、同条を第 3 4 条とする。

第 4 章を第 5 章とする。

第 3 章中第 2 4 条を第 3 3 条とし、第 2 1 条から第 2 3 条までを 9 条ずつ繰り下げ、第 2 0 条第 2 項中「授業科目」を「研究科学生が履修する授業科目」に改め、同条を第 2 9 条とする。

第 1 9 条第 1 項中「別表第 2」を「別表第 3」に改め、同条を第 2 8 条とする。

第 1 8 条を第 2 7 条とし、第 1 3 条から第 1 7 条までを 9 条ずつ繰り下げる。

第 3 章を第 4 章とし、第 2 章の次に次の 1 章を加える。

### 第 3 章 看護学科

#### 第 1 節 教育訓練の目的及び方針

(教育訓練の目的)

第 13 条 看護学科における教育訓練は、看護学科学生に対して将来保健師及び看護師である幹部自衛官又は技官として必要な人格及び識見を養い、看護学に関する優れた能力を育成することを目的とする。

（教育訓練の方針）

第 14 条 看護学科における教育訓練は、次の各号に掲げる方針に基づき実施しなければならない。

(1) 法第 16 条第 1 項第 2 号の教育訓練を受ける看護学科学生（以下「自衛官候補看護学生」という。）に対しては、教育訓練及び規律ある団体生活等のあらゆる機会を通じて、看護の倫理に徹し、生命の尊厳を深く認識させるとともに、自主的精神、規律ある態度及び責任感をもつて行動する気風並びに強健な体力と旺盛な気力を養い、保健師及び看護師である幹部自衛官としての職責を尽くし得る性格を育成する。

(2) 法第 16 条第 1 項第 3 号の教育訓練を受ける看護学科学生（以下「技官候補看護学生」という。）

）に対しては、教育訓練等のあらゆる機会を通じて、看護の倫理に徹し、生命の尊厳を深く認識させるとともに、自主的精神、規律ある態度及び責任感をもつて行動する気風並びに旺盛な気力を養い、保健師及び看護師である技官としての職責を尽くし得る性格を育成する。

(3) 看護学課程においては、学校教育法に基づき看護学教育を行う大学の設置基準並びに保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条第1号及び第21条第1号の規定に基づく基準に準拠して、健康増進、疾病の予防、健康の回復及び苦痛の緩和を高い技術をもつて行うことができる保健師及び看護師として要求される高い教養と看護学に関する広範な知識及び臨床的実力を授ける。

(4) 看護学科の訓練課程においては、保健師及び看護師である幹部自衛官として必要な基礎的な訓練要項について錬成し、保健師及び看護師である幹

部自衛官としての職責を理解してこれに適応する  
資質及び技能を育成する。

## 第 2 節 看護学科学生の採用及び入校

### (受験資格等)

第 1 5 条 看護学科学生の採用試験の受験資格を有する者は、次のとおりとする。

(1) 自衛官候補看護学生を採用するための試験は、

法第 1 6 条第 4 項に定める者のうち次の各号に掲げる資格要件を有する者で自衛隊法第 3 8 条第 1 項各号のいずれにも該当しないものについて行わなければならない。

ア 日本の国籍を有し、志操健全で身体強健な者であること。

イ 入校する年の 4 月 1 日において 1 8 歳以上 2 1 歳未満であること。

(2) 技官候補看護学生を採用するための試験は、法

第 1 6 条第 4 項に定める者のうち次の各号に掲げる資格要件を有する者で自衛隊法第 3 8 条第 1 項

各号のいずれにも該当しないものについて行わなければならない。

ア 日本の国籍を有し、志操健全で健康な者であること。

イ 入校する年の4月1日において18歳以上24歳未満であること。

2 技官候補看護学生の採用は、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第12条の2第1項の規定にかかわらず、試験による。

3 前項の試験は、次の各号に掲げる方法による。

(1) 筆記試験

(2) 身体検査

(3) 口述試験

(入校)

第16条 学校長は、看護学科学生に採用した者に対して入校を命ずる。

第3節 修学

(授業科目及び訓練科目並びに履修方法等)

第 17 条 看護学科学生が履修する授業科目の名称及び単位数並びに自衛官候補看護学生が履修する訓練科目の名称及び時間数は、別表第 2 に定めるところによる。

2 看護学科学生が履修する授業科目及び自衛官候補看護学生が履修する訓練科目の各年次における配分及び履修方法は、学校長が定める。

3 学校長は、学年度の初めに当該学年度における看護学科学生が履修する授業科目及び自衛官候補看護学生が履修する訓練科目の要目を防衛大臣に報告しなければならない。

(単位の修得)

第 18 条 学校長は、学年度末において、看護学科学生が履修した授業科目についてそれぞれの授業科目ごとに修得の程度を評定し、その程度が基準に達した者に対して、当該授業科目について定められている単位を修得したことの認定を与えるものとする。

- 2 学校長は、学年度末において、自衛官候補看護学生が履修した訓練科目について当該学年度における全ての訓練科目を総合して修得の程度を評定し、その程度が基準に達した者に対して当該学年度について定められている時間数を修得したことの認定を与えるものとする。
- 3 前2項に規定する看護学科学生の修得の程度は、試験の成績、出席時数等を総合して評定するものとする。

#### 第4節 進級又は卒業

##### (進級又は卒業)

第19条 学校長は、自衛官候補看護学生にあつては進級又は卒業に必要な授業科目及び訓練科目の単位数又は時間数を、技官候補看護学生にあつては進級又は卒業に必要な授業科目の単位数を修得し、かつ、看護学科学生としての服務が良好で進級又は卒業させることが適当であると認めたときは、当該看護学科学生を進級させ又は卒業させるものとする。

- 2 自衛官候補看護学生が進級に必要な授業科目及び訓練科目の単位数又は時間数並びに技官候補看護学生が進級に必要な授業科目の単位数は、あらかじめ防衛大臣の承認を得て、学校長が定める。
- 3 自衛官候補看護学生が卒業に必要な授業科目及び訓練科目の単位数又は時間数並びに技官候補看護学生が卒業に必要な授業科目の単位数は、別表第2に定めるところによる。
- 4 学校長は、第1項の規定により大学校を卒業させる者に対して卒業証書を授与する。

(修業期間の延長)

第20条 学校長は、進級又は卒業させることはできないが成業の見込みがあると認める看護学科学生については、1回につき1年を限り当該年次における修業期間を延長することができる。

- 2 前項の規定による修業期間の延長は、公務に起因する理由による場合又は国家公務員の育児休業等に関する法律第27条第1項において準用する同法第

3 条の規定による育児休業による場合を除き、当該学生 の 在 学 中 を 通 じ て 2 回 以 内 と す る 。 た だ し 、 公 務 に 起 因 し な い 結 核 性 疾 患 に よ っ て 引 き 続 き 2 回 延 長 さ れ た 場 合 に お い て も 、 こ れ を 1 回 の 延 長 と し て 取 り 扱 う も の と す る 。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、成績不良の理由によつて 1 回修業期間を延長された看護学科学生については、当該看護学科学生 の 在 学 中 を 通 じ て 同 一 の 理 由 に よ っ て は 再 度 修 業 期 間 を 延 長 す る こ と が で き な い 。

## 第 5 節 学 生 隊

（学生隊）

- 第 2 1 条 自衛官候補看護学生をもつて看護学科の学生隊を編成する。

- 2 前項の規定による学生隊に関し必要な事項は、学校長が定める。ただし、当該学生隊の編成その他重要な事項については、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

別表第 1 中「及び車両教練」を削る。

別表第 2 中「（第 1 9 条関係）」を「（第 2 8 条関係）」に改め、同表を別表第 3 とする。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。



別表第2（第17条、第19条関係）  
（看護学課程）

|       |       |           | 開設<br>単位数 | 卒業に必要な修得単位数      |                |                  |                |
|-------|-------|-----------|-----------|------------------|----------------|------------------|----------------|
|       |       |           |           | 自衛官候補<br>看護学生    |                | 技官候補<br>看護学生     |                |
|       |       |           |           | 必選の別             | 単位数            | 必選の別             | 単位数            |
| 基礎分野  | 人間の理解 | 心理学       | 2         | 選択               | 2以上            | 選択               | 2以上            |
|       |       | 哲学        | 2         |                  |                |                  |                |
|       |       | 倫理学       | 2         |                  |                |                  |                |
|       |       | 教育学       | 2         |                  |                |                  |                |
|       |       | 学校長の定める科目 | 10        |                  |                |                  |                |
|       | 社会の理解 | 社会学       | 2         | 選択               | 2以上            | 選択               | 2以上            |
|       |       | 政治学       | 2         |                  |                |                  |                |
|       |       | 法学        | 2         |                  |                |                  |                |
|       |       | 経済学       | 2         |                  |                |                  |                |
|       |       | 学校長の定める科目 | 1         |                  |                |                  |                |
|       | 自然の理解 | 統計学       | 2         | 選択               | 2以上            | 選択               | 2以上            |
|       |       | 生物学       | 2         |                  |                |                  |                |
|       |       | 数理論理学     | 2         |                  |                |                  |                |
|       |       | 数学        | 2         |                  |                |                  |                |
|       |       | 学校長の定める科目 | 3         |                  |                |                  |                |
|       | 外国語   | 英語        | 6         | 必修               | 5              | 必修               | 5              |
|       |       | 独語        | 2         | 選択必修             | 2              | 選択必修             | 2              |
|       |       | 仏語        | 2         |                  |                |                  |                |
|       |       | 中国語       | 2         |                  |                |                  |                |
|       | 体育    | 保健体育      | 1         | 必修               | 1              | 必修               | 1              |
|       | 総合Ⅰ   | 情報リテラシー   | 1         | 必修               | 1              | 必修               | 1              |
|       |       | 基礎ゼミⅠ・Ⅱ   | 4         | 必修               | 2              | 必修               | 2              |
|       | 総合Ⅱ   | 学校長の定める科目 | 5         | 選択               | 1以上            | 選択               | 1以上            |
| 基礎分野計 |       |           | 61        | 必修<br>選択必修<br>選択 | 9<br>2<br>10以上 | 必修<br>選択必修<br>選択 | 9<br>2<br>10以上 |

|         |                           | 開設<br>単位数 | 卒業に必要な修得単位数   |     |              |     |
|---------|---------------------------|-----------|---------------|-----|--------------|-----|
|         |                           |           | 自衛官候補<br>看護学生 |     | 技官候補<br>看護学生 |     |
|         |                           |           | 必選の別          | 単位数 | 必選の別         | 単位数 |
| 専門基礎分野  | 人体の構造と機能<br>疾病の成り立ちと回復の促進 | 15        | 必修            | 15  | 必修           | 15  |
|         | 健康支援と社会保障制度               | 7         | 必修            | 7   | 必修           | 7   |
|         | 健康現象の疫学と統計                | 4         | 必修            | 4   | 必修           | 4   |
| 専門基礎分野計 |                           | 26        | 必修            | 26  | 必修           | 26  |

|        |       | 開設<br>単位数 | 卒業に必要な修得単位数   |     |              |     |
|--------|-------|-----------|---------------|-----|--------------|-----|
|        |       |           | 自衛官候補<br>看護学生 |     | 技官候補<br>看護学生 |     |
|        |       |           | 必選の別          | 単位数 | 必選の別         | 単位数 |
| 専門分野Ⅰ  | 基礎看護学 | 13        | 必修            | 13  | 必修           | 13  |
| 専門分野Ⅰ計 |       | 13        | 必修            | 13  | 必修           | 13  |

|               |       | 開設<br>単位数 | 卒業に必要な修得単位数   |     |              |     |
|---------------|-------|-----------|---------------|-----|--------------|-----|
|               |       |           | 自衛官候補<br>看護学生 |     | 技官候補<br>看護学生 |     |
|               |       |           | 必選の別          | 単位数 | 必選の別         | 単位数 |
| 専 門<br>分 野 II | 成人看護学 | 1 3       | 必修            | 1 2 | 必修           | 1 2 |
|               | 老年看護学 | 8         | 必修            | 8   | 必修           | 8   |
|               | 小児看護学 | 6         | 必修            | 6   | 必修           | 6   |
|               | 母性看護学 | 6         | 必修            | 6   | 必修           | 6   |
|               | 精神看護学 | 6         | 必修            | 6   | 必修           | 6   |
| 専門分野 II 計     |       | 3 9       | 必修            | 3 8 | 必修           | 3 8 |

|       |          | 開設<br>単位数 | 卒業に必要な修得単位数   |     |              |     |
|-------|----------|-----------|---------------|-----|--------------|-----|
|       |          |           | 自衛官候補<br>看護学生 |     | 技官候補<br>看護学生 |     |
|       |          |           | 必選の別          | 単位数 | 必選の別         | 単位数 |
| 統合分野  | 地域看護学    | 2 5       | 必修            | 2 5 | 必修           | 2 5 |
|       | 看護の統合と実践 | 1 2       | 必修            | 7   | 必修           | 7   |
| 統合分野計 |          | 3 7       | 必修            | 3 2 | 必修           | 3 2 |

|               |       | 開設<br>単位数 | 卒業に必要な修得単位数   |     |              |     |
|---------------|-------|-----------|---------------|-----|--------------|-----|
|               |       |           | 自衛官候補<br>看護学生 |     | 技官候補<br>看護学生 |     |
|               |       |           | 必選の別          | 単位数 | 必選の別         | 単位数 |
| 防 衛 看<br>護学分野 | 防衛看護学 | 5         | 必修            | 5   | 必修           | 1   |
| 防衛看護学分野計      |       | 5         | 必修            | 5   | 必修           | 1   |

|        |  | 開設<br>単位数 | 卒業に必要な修得単位数   |        |              |        |
|--------|--|-----------|---------------|--------|--------------|--------|
|        |  |           | 自衛官候補<br>看護学生 |        | 技官候補<br>看護学生 |        |
|        |  |           | 必選の別          | 単位数    | 必選の別         | 単位数    |
| 看護学課程計 |  | 1 8 1     | 必修            | 1 2 3  | 必修           | 1 1 9  |
|        |  |           | 選択必修          | 2      | 選択必修         | 2      |
|        |  |           | 選択            | 1 0 以上 | 選択           | 1 0 以上 |
|        |  |           | 1 3 5 単位以上    |        | 1 3 1 単位以上   |        |

授業科目の細部内訳については、学校長が別に定めるものとする。

(訓練課程)

| 訓 練 科 目           |       |   | 開設時間数 | 卒業に必要な修得時間数 |
|-------------------|-------|---|-------|-------------|
| 訓                 |       | 育 | 1 3 4 | 5 0 1       |
| 基本<br>教<br>練<br>部 | 徒 歩 教 | 練 | 4 6   |             |
|                   | 体 育 一 | 般 | 5 2   |             |
|                   | ス キ 一 |   | 3 9   |             |
|                   | 教 育 法 |   | 1 6   |             |
| 隊 実 習             |       |   | 2 1 4 |             |

(防衛省所管旅費取扱規則の一部改正)

第 1 6 条 防衛省所管旅費取扱規則（平成 1 8 年防衛庁訓令第 1 0 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「防衛医科大学校の学生」の次に「（防衛省設置法（昭和 2 9 年法律第 1 6 4 号）第 1 6 条第 1 項第 3 号の教育訓練を受けている者を除く。以下この表において「学生」という。）」を、「陸上自衛隊高等工科学校の生徒」の次に「（以下この表において「生徒」という。）」を加える。

(事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令の一部改正)

第 1 7 条 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成 2 4 年防衛省訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「の教育訓練又は同法第 1 6 条第 1 項」を「又は第 1 6 条第 1 項（第 3 号を除く。）」に

改める。

（陸上自衛隊看護学生の任用等に関する訓令の一部改正）

第 18 条 陸上自衛隊看護学生の任用等に関する訓令（昭和 32 年陸上自衛隊訓令第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 及び第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条を第 5 条とする。

第 7 条第 1 号中「第 5 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条中「採用及び」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条を第 8 条とする。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。